

第8回 ビルクリーニング分野特定技能運営委員会 議事概要

令和6年5月30日

厚生労働省 健康・生活衛生局 生活衛生課

ビルクリーニング分野特定技能協議会設置要綱第7条第4項の規定により、持ち回り審議により、第8回ビルクリーニング分野特定技能運営委員会を開催した。

議事概要は、以下のとおりである。

- 1 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領～ビルクリーニング分野の基準について～の改正について、下記の通り報告された。

運用要領の改正内容

運用要領別冊 第3 特定技能公用契約の適正な履行の確保に係る基準

(1) 改正前（概要）

受入機関が初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合は、当該外国人の入国後4か月以内に、受入機関が協議会構成員となる必要がある。（事後加入制）

(2) 改正後（概要）

令和6年6月15日以降に受入機関が初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合は、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の時点で、受入れ機関が協議会構成員である必要がある。（事前加入制）

- 2 ビルクリーニング分野特定技能協議会設置要綱の改正について、事務局案のとおり承認された。（資料1関係）
- 3 ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程（様式含む）の改正について、事務局案のとおり承認された。（資料2関係）